

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表報酬月額欄中「二七七、三〇〇円」を「二七七、六〇〇円」に、「二五五、一〇〇円」を「二五六、三〇〇円」に、「二四六、二〇〇円」を「二四七、四〇〇円」に、「二三九、四〇〇円」を「二四〇、八〇〇円」に、「二三三、四〇〇円」を「二三四、九〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案									現 行								
別表（第二条関係）									別表（第二条関係）								
				区 分	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官					区 分	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官
四 号	三 号	二 号	一 号						四 号	三 号	二 号	一 号					
八 一 八、 〇〇〇 円	九 六 五、 〇〇〇 円	一、〇 三 五、 〇〇〇 円	一、一 七 五、 〇〇〇 円	報 酬 月 額	二、〇 一 〇、 〇〇〇 円	一、四 六 六、 〇〇〇 円	一、四 〇 六、 〇〇〇 円	一、三 〇 二、 〇〇〇 円	八 一 八、 〇〇〇 円	九 六 五、 〇〇〇 円	一、〇 三 五、 〇〇〇 円	一、一 七 五、 〇〇〇 円	報 酬 月 額	二、〇 一 〇、 〇〇〇 円	一、四 六 六、 〇〇〇 円	一、四 〇 六、 〇〇〇 円	一、三 〇 二、 〇〇〇 円

判 事 補									判 事			
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号
二五六、三〇〇円	二七七、六〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円

判 事 補									判 事			
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号
二五五、一〇〇円	二七七、三〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円

簡易裁判所判事												
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号
三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	四三八、九〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二三四、九〇〇円	二四〇、八〇〇円	二四七、四〇〇円

簡易裁判所判事												
十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号
三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	四三八、九〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二三三、四〇〇円	二三九、四〇〇円	二四六、二〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二三四、九〇〇円	二四〇、八〇〇円	二四七、四〇〇円	二五六、三〇〇円	二七七、六〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号
二三三、四〇〇円	二三九、四〇〇円	二四六、二〇〇円	二五五、一〇〇円	二七七、三〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する必要がある。

2 法律案の内容

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を次のとおり引き上げる。

裁判官（判事補 8 号以下，簡易裁判所判事 1 3 号以下）

検察官（検事 1 6 号以下，副検事 1 1 号以下） 0. 1 1 %～0. 7 0 %

※ 上記以外の裁判官及び検察官については改定なし

3 施行期日等

公布の日から施行，平成 3 1 年 4 月 1 日から適用

裁判官報酬法の一部を改正する法律案
検察官俸給法の一部を改正する法律案

—御説明資料—

令和元年 8 月
法 務 省

目 次

○裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正趣旨について	1
○給与勧告の骨子	2
○裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式） . .	4
○報酬・俸給月額引上げの算定方法について	5
○検察官の俸給等に関する法律につき，本改正と切り離して別途，現行定年後の俸給減額を内容とする改正の検討が行われている理由について . . .	8
○別表の全部改正によらず，別表中の字句（数字）のみを改正することについて	9

裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正趣旨について

令和元年８月７日、人事院は、国会及び内閣に対し、民間給与との較差（０．０９％）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額の上上げを内容とする一般職の職員の給与改定を勧告した。

これに伴い、裁判官及び検察官の報酬・俸給月額についても、その対応する一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官（判事補８号以下、簡易裁判所判事１３号以下）・検察官（検事１６号以下、副検事１１号以下）の報酬・俸給月額を３００円から１５００円（増額率０．１１％から０．７０％）上上げる改定を行うこととしたものである。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

＜月例給＞

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

＜ボーナス＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30 月（支給済み）	1.30 月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

〔実施時期〕

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式）（３１年４月較差改正）

官職・号俸				報酬・俸給月額			
裁判官		検察官		現行（円）	改正案（円）	増額率	差額
最高裁長官				2,010,000	2,010,000	0.00%	0
最高裁判事		検事総長		1,466,000	1,466,000	0.00%	0
東京高裁長官				1,406,000	1,406,000	0.00%	0
その他の高裁長官		東京高検検事長		1,302,000	1,302,000	0.00%	0
		次長検事 その他検事長		1,199,000	1,199,000	0.00%	0
判 1		検 1		1,175,000	1,175,000	0.00%	0
判 2		検 2		1,035,000	1,035,000	0.00%	0
判 3	簡 特	検 3		965,000	965,000	0.00%	0
判 4	簡 1	検 4		818,000	818,000	0.00%	0
判 5	簡 2	検 5		706,000	706,000	0.00%	0
判 6	簡 3	検 6	副・特	634,000	634,000	0.00%	0
判 7	簡 4	検 7	副 1	574,000	574,000	0.00%	0
判 8		検 8	副 2	516,000	516,000	0.00%	0
	簡 5		副 3	438,900	438,900	0.00%	0
補 1	簡 6	検 9	副 4	421,500	421,500	0.00%	0
補 2	簡 7	検 10	副 5	387,800	387,800	0.00%	0
補 3	簡 8	検 11	副 6	364,900	364,900	0.00%	0
補 4	簡 9	検 12	副 7	341,600	341,600	0.00%	0
補 5	簡 10	検 13	副 8	319,800	319,800	0.00%	0
補 6	簡 11	検 14	副 9	304,700	304,700	0.00%	0
補 7	簡 12	検 15	副 10	287,500	287,500	0.00%	0
補 8	簡 13	検 16	副 11	277,300	277,600	0.11%	300
補 9	簡 14	検 17	副 12	255,100	256,300	0.47%	1,200
補 10	簡 15	検 18	副 13	246,200	247,400	0.49%	1,200
補 11	簡 16	検 19	副 14	239,400	240,800	0.58%	1,400
補 12	簡 17	検 20	副 15	233,400	234,900	0.64%	1,500
			副 16	222,100	223,600	0.68%	1,500
			副 17	214,300	215,800	0.70%	1,500

報酬・俸給月額引上げの算定方法について

1 裁判官・検察官の報酬・俸給月額については、従前より、その対応する特別職及び一般職の俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めている（対応金額スライド方式）。平成18年度の一般の政府職員の給与構造の改革により、行政職俸給表における職務の級の統合や号俸のカット、指定職俸給表における一部号俸のカットが行われたが、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額については、給与構造改革前から対応する一般の政府職員の俸給表の改定率と同様の改定率で改定することとしており、今回も従前どおり改定を行うものである。

2 今回の行政職俸給表（一）の改定に伴う報酬・俸給月額の改定対象は、判事補8～12号，簡裁判事13～17号，検事16～20号，副検事11～17号であるところ，これらの号の報酬・俸給月額のうち，給与構造改革後も，それまで対応していた行政職俸給表（一）の号俸がカットされず，残存したもの（判事補11，12号，簡裁判事16，17号，検事19，20号，副検事14，15，17号）については，その対応する行政職俸給表（一）の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めている。

他方，給与構造改革により，それまで対応していた行政職俸給表（一）の号俸がカットされたもの（判事補8～10号，簡裁判事13～15号，検事16～18号，副検事11～13号，16号）については，それまで対応していた号俸の俸給月額に，切替後の号俸の改定率を乗じて仮定号俸の俸給月額を算出した上で，この仮定号俸の俸給月額に当該切替後の号俸の今回の改定率を乗じて算出した仮定俸給月額を用いて対応金額スライド方式により，改定後の報酬・俸給月額を算出している。

裁 判 官 及 び 検 察 官 の 改 定 報 酬 月 額 の 算 出 基 礎

◎ 判事補8号・検事16号・簡裁判事13号・副検事11号

(現行)

旧8級1号俸 (	281,300)	┌	10,400
判事補8号		└	
検事16号 (	277,300)	└	6,400
旧7級2号俸 (	270,900)	└	

(改定)

旧8級1号俸 (	281,300)	┌	9,600
判事補8号		└	
検事16号 (X)		└	
旧7級2号俸 (	271,700)	└	

$$\begin{aligned}
 X &= 271,700 + 9,600 \times 6,400 \div 10,400 \\
 &= 277607.69 \\
 &= \underline{277,600}
 \end{aligned}$$

旧8級1号俸：切替号俸である現6級1号俸の改定なし

旧7級2号俸

- ①切替号俸である現5級1号俸の改定率を乗じ(270,900×289,700/288,900-270,900=750)，四捨五入(750→800)
 ②現5級1号俸の改定状況(800円増額)とバランスがとれているので調整せず

◎ 判事補9号・検事17号・簡裁判事14号・副検事12号

(現行)

旧7級1号俸 (	262,300)	┌	7,700
判事補9号		└	
検事17号 (	255,100)	└	500
旧6級2号俸 (	254,600)	└	

(改定)

旧7級1号俸 (	263,100)	┌	7,300
判事補9号		└	
検事17号 (X)		└	
旧6級2号俸 (	255,800)	└	

$$\begin{aligned}
 X &= 255,800 + 7,300 \times 500 \div 7,700 \\
 &= 256274.02 \\
 &= \underline{256,300}
 \end{aligned}$$

旧7級1号俸

- ①切替号俸である現5級1号俸の改定率を乗じるが(262,300×289,700/288,900-262,300=726)
 ②旧7級1号俸は旧7級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧7級2号俸の改定状況(800円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整(726→800)

旧6級2号俸

- ①切替号俸である現4級1号俸の改定率を乗じ(254,600×264,200/263,000-254,600=1,161)，四捨五入(1,161→1,200)
 ②現4級1号俸の改定状況(1,200円増額)とバランスがとれているので調整せず

◎ 判事補10号・検事18号・簡裁判事15号・副検事13号

(現行)

旧6級1号俸 (	246,200)	┌	0
判事補10号		└	
検事18号 (	246,200)	└	

(改定)

旧6級1号俸 (	247,400)	┌	0
判事補10号		└	
検事18号 (	247,400)	└	

旧6級1号俸

- ①切替号俸である現4級1号俸の改定率を乗じるが(246,200×264,200/263,000-246,200=1,123)
 ②旧6級1号俸は旧6級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧6級2号俸の改定状況(1,200円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失うので調整(1,123→1,200)

◎ 判事補11号・検事19号・簡裁判事16号・副検事14号

(現行)

旧5級2号俸 (	242,100)	┌	6,000
判事補11号		└	
検事19号 (	239,400)	└	3,300
旧5級1号俸 (	236,100)	└	

(改定)

旧5級2号俸 (	243,500)	┌	5,900
判事補11号		└	
検事19号 (X)		└	
旧5級1号俸 (	237,600)	└	

$$\begin{aligned}
 X &= 237,600 + 5,900 \times 3,300 \div 6,000 \\
 &= 240845.00 \\
 &= \underline{240,800}
 \end{aligned}$$

旧5級2号俸＝現3級9号俸であるから、現3級9号俸と同様に改定

旧5級1号俸＝現3級5号俸であるから、現3級5号俸と同様に改定

◎ 判事補12号・検事20号・簡裁判事17号・副検事15号

(現行)

旧 5 級 1 号俸 (	236,100)	┌	6,100
判事補12号		└	
検事20号 (	233,400)	┌	3,400
旧 4 級 2 号俸 (	230,000)	└	

(改定)

旧 5 級 1 号俸 (	237,600)	┌	6,100
判事補12号		└	
検事20号 (X)		┌	
旧 4 級 2 号俸 (	231,500)	└	

$$\begin{aligned}
 X &= 231,500 + 6,100 \times 3,400 \div 6,100 \\
 &= 234,900.00 \\
 &= \underline{234,900}
 \end{aligned}$$

旧 5 級 1 号俸：前述のとおり

旧 4 級 2 号俸＝現 3 級 1 号俸であるから、現 3 級 1 号俸と同様に改定

◎ 副検事16号

(現行)

旧 4 級 1 号俸 (	222,100)	┌	0
副検事16号 (	222,100)	└	

(改定)

旧 4 級 1 号俸 (	223,600)	┌	0
副検事16号 (	<u>223,600</u>)	└	

旧 4 級 1 号俸

①切替号俸である現 3 級 1 号俸の改定率を乗じるが(222,100×231,500/230,000-222,100=1,448)

②旧 4 級 1 号俸は旧 4 級 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧 4 級 2 号俸の改定状況(1,500円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(1,448→1,500)

◎ 副検事17号

(現行)

旧 3 級 4 号俸 (	214,700)	┌	6,800
副検事17号 (	214,300)	└	6,400
旧 3 級 3 号俸 (	207,900)	┌	

(改定)

旧 3 級 4 号俸 (	216,200)	┌	6,800
副検事17号 (X)		└	
旧 3 級 3 号俸 (	209,400)	┌	

$$\begin{aligned}
 X &= 209,400 + 6,800 \times 6,400 \div 6,800 \\
 &= 215,800.00 \\
 &= \underline{215,800}
 \end{aligned}$$

旧 3 級 4 号俸＝現 2 級 1 3 号であるから、現 2 級 1 3 号と同様に改定

旧 3 級 3 号俸＝現 2 級 9 号俸であるから、現 2 級 9 号俸と同様に改定

検察官の俸給等に関する法律につき、本改正と切り離して別途、現行定年後の俸給減額を内容とする改正の検討が行われている理由について

裁判官・検察官の報酬・俸給月額の設定は、従前より、人事院勧告を受けた一般の政府職員の俸給表の設定に準じて行っているところ、本改正は、令和元年8月7日の人事院勧告を受けた一般の政府職員の給与設定に準じ、裁判官・検察官の報酬・俸給月額について改定を行うものである。

これに対し、現行定年後の報酬減額を内容とする改正については、平成30年8月の人事院の意見の申出を受けて検討が行われている一般職の国家公務員の定年年齢の引き上げや、これを前提とした検察官の定年年齢の引き上げの検討に付随するものであり、両者は、その趣旨を異にすることから、別途検討を行っているものである。

(参考)

○定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出（平成30年8月10日・人事院総裁から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣宛てのもの）3頁

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠となっており、本院としては、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要と考える。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保されるとともに、雇用と年金の接続も確実に図られることとなる。

別表の全部改正によらず、別表中の字句（数字）のみを改正することについて

本改正は、本年の人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて、これに対応する裁判官の報酬月額（判事補 8 号以下，簡裁判事 1 3 号以下）及び検察官の俸給月額（検事 1 6 号以下，副検事 1 1 号以下）を改定するものであるところ，裁判官の報酬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 5 号。以下「裁判官報酬法」という。）及び検察官の俸給等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 7 6 号。以下「検察官俸給法」という。）の各別表について改正を要する月額欄は例年に比して少なく，それぞれ別表全体の半分にも満たないことから，別表の全部改正によらず，別表中の字句（数字）（裁判官報酬法につき 1 0 箇所，検察官俸給法につき 1 2 箇所）のみを改めることとしたものである。

なお，近時における裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正においては，各別表の半分以上の月額欄について改正を要したことから，別表の全部改正を行っているが，平成 1 9 年度改正時においては，判事補 1 1 号以下，簡裁判事 1 6 号以下，検事 1 9 号以下，副検事 1 4 号以下の報酬・俸給月額のみを改定であったことから，裁判官報酬法及び検察官俸給法の各別表中の字句（数字）（裁判官報酬法につき 4 箇所，検察官俸給法につき 6 箇所）のみを改正している。

また，近時における同種の改正例として，特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 8 3 号）が別表中の字句（数字）（1 2 箇所）のみを改正している。

（参考 1）平成 1 9 年度以降における裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正状況（括弧書き内の数字は，別表中の改正箇所を示す。）

○ 平成 1 9 年度（別表中の字句（数字）のみ改正）

判事補 1 1 号以下，簡裁判事 1 6 号以下の報酬月額改定（4）

検事 1 9 号以下，副検事 1 4 号以下の俸給月額改定（6）

- 平成 21 年度（別表の全部改正）
判事補 12 号，簡裁判事 17 号を除くすべての報酬月額改定（39）
検事 20 号，副検事 15 号以下を除くすべての俸給月額改定（37）
 - 平成 22 年度（別表の全部改正）
判事補 5 号以下，簡裁判事 10 号以下を除くすべての報酬月額改定（25）
検事 13 号以下，副検事 8 号以下を除くすべての俸給月額改定（23）
 - 平成 23 年度（別表の改正なし）
 - 平成 26 年度（別表の全部改正）
判事補 1 号以下，簡裁判事 5 号以下の報酬月額改定（25）
検事 9 号以下，副検事 3 号以下の俸給月額改定（27）
すべての報酬・俸給月額の改定（平成 27 年 4 月 1 日施行分）（各 41）
 - 平成 27 年度（別表の全部改正）
すべての報酬・俸給月額の改定（各 41）
 - 平成 28 年度（別表の全部改正）
判事補 1 号以下，簡裁判事 5 号以下の報酬月額改定（25）
検事 9 号以下，副検事 3 号以下の俸給月額改定（27）
 - 平成 29 年度（別表の全部改正）
判事補 1 号以下，簡裁判事 5 号以下の報酬月額改定（25）
検事 9 号以下，副検事 3 号以下の俸給月額改定（27）
 - 平成 30 年度（別表の全部改正）
判事補 1 号以下，簡裁判事 5 号以下の報酬月額改定（25）
検事 9 号以下，副検事 3 号以下の俸給月額改定（27）
- ※ 平成 20 年度，同 24 年度，同 25 年度においては，裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正なし。

（参考 2）別表中の字句（数字）のみを改める例

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２２号）

別表報酬月額欄中「二三三、一〇〇円」を「二三四、四〇〇円」に、「二二五、三〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に改める。

- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２３号）

別表俸給月額欄中「二三三、一〇〇円」を「二三四、四〇〇円」に、「二二五、三〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に、「二一三、三〇〇円」を「二一五、〇〇〇円」に、「二〇四、六〇〇円」を「二〇六、六〇〇円」に改める。

- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成３０年法律第８３号）

第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

別表第三俸給月額欄中「五八五、八〇〇円」を「五八六、二〇〇円」に、「五五五、一〇〇円」を「五五五、五〇〇円」に、「五二五、一〇〇円」を「五二五、五〇〇円」に、「四九三、五〇〇円」を「四九三、九〇〇円」に、「四六三、〇〇〇円」を「四六三、四〇〇円」に、「四三五、六〇〇円」を「四三六、〇〇〇円」に、「四〇〇、三〇〇円」を「四〇〇、七〇〇円」に、「三六一、八〇〇円」を「三六二、二〇〇円」に、「三二六、〇〇〇円」を「三二六、四〇〇円」に、「二九四、八〇〇円」を「二九五、二〇〇円」に、「二七二、九〇〇円」を「二七三、三〇〇円」に、「二六四、〇〇〇円」を「二六四、五〇〇円」に改める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

本則関係

別表の欄中の金額を改める例…………… 1 ページ

附則関係

附則第一項の例…………… 1 ページ

附則第二項の例…………… 1 ページ

理由関係…………… 1 ページ

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

本則関係

別表の欄中の金額を改める例…………… 2 ページ

附則関係

附則第一項の例…………… 2 ページ

附則第二項の例…………… 2 ページ

理由関係…………… 3 ページ

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

【本則関係】

別表の欄中の金額を改める例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十二号）

別表報酬月額欄の欄中「二三三、一〇〇円」を「二三四、四〇〇円」に、「二二五、三〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に改める。

【附則関係】

附則第一項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十五号）

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この

法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十五号）

附則

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

【「理由」関係】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（平成三十年・第九十七回国会提出）

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

【本則関係】

別表の欄中の金額を改める例

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十三号）

別表俸給月額	の欄中	「二三三、一〇〇円」
を	「二三四、四〇〇円」に	「二二五、三〇〇円」を
「二二七、〇〇〇円」に	「二二三、三〇〇円」を	「二二五、〇〇〇円」に
「二二四、六〇〇円」を	「二二六、六〇〇円」に	改める。

【附則関係】

附則第一項の例

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十六号）

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第八十六号）

附則

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

【「理由」関係】

○ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（平成三十年・第百九十七回国会提出）

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。